

第Ⅳ章 分野別計画編



【徳川四天王】



ページの構成と見方

第IV章 分野別計画編

1 安全・環境

基本施策1 防災・減災

◆現況と課題

- 近年、南海トラフ地震が今後30年以内に7割から8割の確率で発生すると言われており、平成27(2015)年に行った地震災害の被害想定調査結果によると、本市が想定する最大規模の地震では最大震度6強、建物の全半壊11,291棟、死者174名に上るなど、地震の発生が危惧されています。しかし、災害用備蓄品の備蓄や家具の転倒防止など、災害に対する備えをしている市民の割合は年々増えているものの、近年、本市に大規模災害が発生していないことから、その割合は半数程度にとどまっています。
- 平成12(2000)年の東海豪雨では、市内全域が浸水被害に見舞われ、東部地区では土砂崩れにより2名が犠牲となる土砂災害が発生しました。また、風水害の被害想定では、水防法に基づく国や県の調査結果によると、外水氾濫は五条川流域や大山川流域で、内水氾濫は市内全域で浸水被害が想定されているため、風水害や地震に対して市民一人ひとりが災害への備えの重要性を認識する必要があります。
- 特に、転入後防災情報や入居前の防災イベントを積極的に実施し、防災意識の醸成を図ります。
- 大規模災害時に対応できる環境を整備する。
- 特に、外国人市民に対する防災情報の提供や、外国人市民への備えを促進する必要があります。
- 129ある自主防災会等の防災訓練に積極的に参加し、防災意識を高めます。
- 大規模な災害発生時には、市から愛知県をはじめ、他自治体や民間団体、事業所などの連携を強化する必要があります。

【まちの状態を表す指標】

「第2次基本計画」の策定後、基本施策において目指すべきまちの姿にどの程度近づいているのかを客観的に確認するための指標であり、「指標名」、「基準値」及び8年後に向けた「目指す方向」を示しています。「↑」は増加・上昇、「↓」は減少・低下、「→」は維持を示しています。

基準値は、原則として令和4年度の数値を示しており、基準年度が異なる場合は基準値の下に()書きで示しています。

◆基本施策の目的及び状態指標

【基本施策の目的(目指すまちの姿)】

市民自らが災害に備えるとともに、地域住民がお互いに顔の見える関係を構築することで、災害発生時に地域が一体となって被害を最小限に抑えられるまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
自然災害による死傷者数	0人	→

【基本施策の目的(目指すまちの姿)】

基本施策の狙いが分かりやすく伝わるよう、施策の推進によって実現を目指すまちの姿を簡潔に示しています。



【展開方向】

基本施策の目的を実現するための取組の方向性を示しています。

【目標】

基本施策の目的を実現するための具体的な目標を示しています。

◆基本施策の体系

基本施策	防災・減災	展開方向 1	市民一人ひとりの防災意識を高めます
		展開方向 2	災害に備えて地域で支え合う風土を醸成します
		展開方向 3	災害時に迅速に対応できる体制を強化します

◆展開方向1：市民一人ひとりの防災意識を高めます

【目標】

○災害時に市民一人ひとりが迅速かつ適切な行動ができるよう、日頃から防災・減災の意識を高めます。

【手段】

- 防災訓練時や広報こまき、市ホームページ、SNSなどの機会を通じて、日頃から災害に備えておく重要性を普及、啓発するとともに、避難所情報を周知します。
- 防災ガイドブックやSNSなどの活用を通じて災害情報をわかりやすく迅速に伝達します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
水や食料品などの災害用備蓄品を備蓄している市民の割合	54.3% (令和3年度)	↗
家具の転倒防止などの措置をしている市民の割合	40.0% (令和3年度)	↗
避難所を知っている市民の割合	76.0% (令和3年度)	↗
市公式LINEで災害情報のセグメントを登録している市民の数	—	↗

◆展開方向2：災害に備えて地域で支え合う風土を醸成します

【目標】

○災害時に地域住民が支え合い、助け合う風土を醸成します。

【手段】

- 女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人市民など、多様な視点を踏まえた内容に見直した防災訓練を推進します。
- 実践的
- 自主防

【手段】

展開方向の目標を実現するための具体的な手段を示しています。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

展開方向の手段で示した取組を実施したことで、目標にどの程度近づいているのかを客観的に確認するための指標であり、「指標名」、「基準値」及び8年後に向けた「目指す方向」を示しています。「目指す方向」の「↗」は増加・上昇、「↘」は減少・低下、「→」は維持を示しています。

基準値は、原則として令和4年度の数値を示しており、基準年度が異なる場合は基準値の下に()書きで示しています。

第IV章 分野別計画編

1 安全・環境

基本施策1 防災・減災

◆現況と課題

- 近年、南海トラフ地震が今後30年以内に7割から8割の確率で発生すると言われており、平成27(2015)年に行った地震災害の被害想定調査結果によると、本市が想定する最大規模の地震では最大震度6強、建物の全半壊11,291棟、死者174名に上るなど、地震の発生が危惧されています。しかし、災害用備蓄品の備蓄や家具の転倒防止など、災害に対する備えをしている市民の割合は年々増えているものの、近年、本市に大規模災害が発生していないことから、その割合は半数程度にとどまっています。
- 平成12(2000)年の東海豪雨では、市内全域が浸水被害に見舞われ、東部地区では土砂崩れにより2名が犠牲となる土砂災害が発生しました。また、風水害の被害想定では、水防法に基づく国や県の調査結果によると、外水氾濫は五条川流域や大山川流域で、内水氾濫は市内全域で浸水被害が想定されているため、風水害や地震に対して市民一人ひとりが災害への備えの重要性を認識し、主体的な防災対策を講じるよう促す必要があります。
- 特に、転入後間もない市民の避難所に対する認知度は低く、また、気象情報や避難情報などの防災情報を入手することができる防災情報メールの登録者数が伸び悩んでいることから、市主催のイベントをはじめ、広報こまきやSNSなど、あらゆる機会を捉えての普及、啓発が必要です。
- 大規模災害時には多くの市民が避難所に避難することが想定されるため、避難所における環境を整備することが必要です。
- 特に、外国人市民に対しては、自然災害の多い我が国の現状を伝え、防災意識の高揚と災害への備えを促すとともに、災害時には共助が重要となることから、防災訓練への参加を促す必要があります。
- 129ある自主防災会*ごとに実施していた防災訓練は、地域協議会を中心とした小学校区ごとの防災訓練に開催方法を変更し、地域の連携を図っています。今後も継続してより多くの市民が訓練に参加することで、自助・共助の認識を高め、地域で支え合う風土を醸成する必要があります。
- 大規模な災害が発生した際には、迅速な復旧・復興を進める必要があります。そのため、平時から愛知県をはじめ、他自治体や民間団体、事業所などとの連携を強化する必要があります。

◆基本施策の目的及び状態指標

【基本施策の目的(目指すまちの姿)】

市民自らが災害に備えるとともに、地域住民がお互いに顔の見える関係を構築することで、災害発生時に地域が一体となって被害を最小限に抑えられるまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
自然災害による死傷者数	0人	→



◆基本施策の体系

基本施策	防災・減災	展開方向 1	市民一人ひとりの防災意識を高めます
		展開方向 2	災害に備えて地域で支え合う風土を醸成します
		展開方向 3	災害時に迅速に対応できる体制を強化します

◆展開方向1：市民一人ひとりの防災意識を高めます

【目標】

○災害時に市民一人ひとりが迅速かつ適切な行動ができるよう、日頃から防災・減災の意識を高めます。

【手段】

- 防災訓練時や広報こまき、市ホームページ、SNSなどの機会を通じて、日頃から災害に備えておく重要性を普及、啓発するとともに、避難所情報を周知します。
- 防災ガイドブックやSNSなどの活用を通じて災害情報をわかりやすく迅速に伝達します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
水や食料品などの災害用備蓄品を備蓄している市民の割合	54.3% (令和3年度)	↗
家具の転倒防止などの措置をしている市民の割合	40.0% (令和3年度)	↗
避難所を知っている市民の割合	76.0% (令和3年度)	↗
市公式LINEで災害情報のセグメントを登録している市民の数	—	↗

◆展開方向2：災害に備えて地域で支え合う風土を醸成します

【目標】

○災害時に地域住民が支え合い、助け合う風土を醸成します。

【手段】

- 女性やこども、高齢者、障がい者、外国人市民など、多様な視点を踏まえた内容に見直した防災訓練を推進します。
- 実践的な地区防災訓練などを通して、地域協議会・自主防災会への指導を行います。
- 自主防災会活動支援補助金を活用することで、地区住民が主体となった防災対策を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
防災訓練への参加者数	2,187人	↗
災害時外国人支援ボランティアが防災訓練に参加した学校数	6校	↗
自主防災会活動支援補助金の活用団体数	94団体	↗

第Ⅳ章 分野別計画編

◆展開方向3：災害時に迅速に対応できる体制を強化します

【目標】

○災害時に被害を最小限にとどめ、適切な復旧・復興対策を講じることができる体制を構築します。

【手段】

- 市職員向けの研修や訓練を実施します。
- 避難所の環境を整備します。
- 他自治体や民間企業との相互連携や協定締結を推進します。
- 企業に対し、業務継続計画(BCP)*の作成支援を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
市職員向けの研修・訓練回数	7回	↗
災害時に備えた関係団体との研修回数	7回	↗



基本施策2 交通安全・防犯

◆現況と課題

- 全国の交通事故発生件数は平成16(2004)年以降、交通事故死者数は平成4(1992)年以降、減少傾向が続いています。今後も自動車の安全性能の向上などにより、交通事故発生件数及び交通事故死者数の減少が見込まれる一方、高齢化の進展により、高齢者が被害者や加害者となる事故の増加が危惧されます。
- 幼児期からの交通安全教育を実施するとともに、事故に遭いやすい高齢者の交通安全意識の向上と交通ルールを遵守するよう啓発することが必要です。また、自転車による交通事故の増加が危惧されることから、被害者にも加害者にもならないための交通ルール遵守と、ヘルメット着用を促進する必要があります。
- 全国の刑法犯*認知件数は平成14(2002)年をピークに減少傾向が続いています。本市でも同様に減少傾向が続いていましたが、令和4(2022)年の刑法犯認知件数は前年比で49件増加しています。刑法犯認知件数のうち、窃盗犯が全体の約7割を占めており、自転車盗や車上ねらいなど身近な犯罪が多発していることから、市民の防犯意識の向上と犯罪が起こりにくい環境の整備が必要です。
- 近年、消費者トラブルに関する相談件数は、減少傾向にありますが、年齢階層では、70歳以上の高齢者が上位を占めています。また、令和4(2022)年4月からの成年年齢引き下げを踏まえ、若年層の消費者トラブルを未然に防止できるよう、ICTを活用した情報発信や早い段階からの消費者教育を行うなど、効果的・効率的に幅広い年齢層を対象とした消費者教育の充実が必要です。

◆基本施策の目的及び状態指標

【基本施策の目的(目指すまちの姿)】

交通事故や犯罪、消費者トラブルの被害者や加害者になることがないよう、すべての市民が安全・安心に暮らせるまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
人身事故件数	541件 (令和4年)	↘
刑法犯認知件数	874件 (令和4年)	↘
消費生活センター*で把握した消費者トラブルの件数	921件	↘

◆基本施策の体系

基本施策 交通安全・防犯

展開方向 1 交通安全意識と交通安全マナーを高めます

展開方向 2 犯罪を防ぐ地域の防犯力を高めます

展開方向 3 消費生活に関し、安心して相談できる環境を整えます

第Ⅳ章 分野別計画編

◆展開方向1：交通安全意識と交通マナーを高めます

【目標】

○自動車運転者、自転車利用者及び歩行者の交通安全意識と交通マナーを高めます。

【手段】

- 幼児・児童を対象に、自転車乗車時や歩行時に交通ルールを守った行動ができるよう、保育園、幼稚園、小学校で交通安全教室を開催します。
- 運転能力の確認や歩行時の交通ルールに対する認識を深め、被害者にも加害者にもならないよう、高齢者を対象とした出前講座を開催します。
- 地元企業と協力し、交通量の多い道路などで、走行中のドライバーに交通安全や安全運転を啓発する活動を実施します。
- 自転車利用の多い高校生を中心に、警察や学校と協力して自転車利用に関する交通マナーを啓発する活動や、交通ルールへの理解を深める自転車交通安全教室を開催します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
交通安全教育への参加者数	3,171人	↗
啓発活動などへの参加企業数	4社	↗
交通安全対策事業へ的高齢者の参加者数	251人	↗
自転車に乗る時にヘルメットを着用している割合	7.1% (令和3年度)	↗



◆展開方向2：犯罪を防ぐ地域の防犯力を高めます

【目標】

○防犯意識の向上と地域による防犯体制を強化します。

【手段】

- 市民の年代に応じた防犯教育や防犯訓練を実施します。
- 市内で発生した犯罪に関する情報を迅速に周知徹底するとともに、各防犯パトロール団体への支援などを通して地域が主体となった具体的な防犯対策の実施を促します。
- 犯罪を他人事ではなく自分事として認識してもらうため、出前講座や街頭での啓発活動、広報こまきや市ホームページ、SNS等を通じた情報発信を行います。
- 地域と連携して、通学路や住宅街の暗がりなどの必要な場所に防犯灯や防犯カメラの設置を促進します。
- 高齢者を対象に特殊詐欺*の最新手口や有効な対策を、出前講座や広報こまき、SNS等で周知します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
空き巣、忍び込み防止対策をしている市民の割合	51.0% (令和3年度)	↗
自動車盗、部品ねらい、車上ねらいの防止対策をしている自動車の保有者の割合	39.0% (令和3年度)	↗
防犯カメラ設置数	749台	↗
防犯教育や防犯訓練への参加者数	313人	↗

◆展開方向3：消費生活に関し、安心して相談できる環境を整えます

【目標】

○すべての市民が安全で安心な消費生活を送ることができるよう、正しい知識を広め、習得を促し、消費生活に関連する多様化するトラブルについて、あらゆる年代の人が相談しやすい体制を整えます。

【手段】

- 広報こまきや市ホームページ、SNS、チラシの活用など多くの媒体を通じて注意喚起や必要な情報を提供するとともに、消費生活センターの存在を周知することで、トラブル事例とその解決策への道順を示し、センターの認知度を向上させ活用を促します。
- 高齢者などの消費者被害の未然防止又は早期発見につなげるため、見守りを担う関係機関への情報提供と知識の習得に取り組みます。
- 市内の小中学校に対し、消費者教育の出前講座などを実施します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
消費生活センターを知っている市民の割合	58.5% (令和3年度)	↗
高齢者の見守り支援関連団体への啓発実施回数	2回	↗
小中学校を中心とした若年層への啓発実施回数	—	↗

第Ⅳ章 分野別計画編

基本施策3 消防・救急

◆現況と課題

- 全国的に住宅火災による死者の多くは65歳以上の高齢者です。高齢者人口は当分の間、増加することが予想されており、本市においても住宅火災による死者の増加が想定されることから、高齢者を対象とした火災予防対策を強化する必要があります。
- 本市の救急出動件数は、今後、高齢化の進展等により増加していくと予想される中、救急車の適正利用を促すため、救急車を安易に利用しないよう求めていくとともに、心筋梗塞や脳卒中など命に関わる傷病は躊躇せず救急要請するよう働きかけを行うなど、この両面をバランスよく啓発する必要があります。
- 救急車の現場到着所要時間は年々延伸傾向にあり、救命率向上を目指すために現場到着所要時間の短縮に努める必要があります。
- 救急車への救急救命士搭乗率100%を維持するため、一定の救急救命士を確保する必要があります。
- 消防団の活動拠点となる消防団車庫を整備するなどの環境改善を図っています。しかしながら、近年は団員の確保が難しい状況となっていることから、新規入団者を確保するための取組を強化する必要があります。

【関連計画等】

- ・救急業務高度化推進計画（令和5(2023)年度～令和14(2032)年度）

◆基本施策の目的及び状態指標

【基本施策の目的(目指すまちの姿)】

消防・救急体制及び防火安全対策を強化し、災害や事故から市民の生命、身体及び財産を守ることができるまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
建物火災による死者数(放火自殺者を除く)(累計)	4人 (平成31～令和4年の累計)	↘
建物火災による負傷者数(放火自殺者を除く)(累計)	27人 (平成31～令和4年の累計)	↘
建物火災の発生件数(累計)	84件 (平成31～令和4年の累計)	↘
救命率	5.1% (令和4年)	↗

◆基本施策の体系

基本施策	消防・救急	展開方向 1	火災予防対策を充実します
		展開方向 2	救命率の向上を図ります
		展開方向 3	消防団活動の充実強化を図ります



◆展開方向1：火災予防対策を充実します

【目標】

○住宅や事業所の火災を未然に防止するとともに、いざという時に火災の延焼を最小限にとどめます。

【手段】

- 住宅用火災警報器の必要性について啓発することで、設置率を高めます。
- 消防職員が一般家庭を訪問し、住宅用火災警報器が適正に設置されているかを確認します。
- 特定防火対象物*における重大な消防法令違反に対する是正指導を進めます。
- 防火管理や防災管理、定期点検など、消防法に基づく必要な届出がされていない事業所に対する手続きを促し、必要に応じて立入検査を実施します。
- 新設公園に耐震性の防火水槽*を設置するとともに、老朽化した防火水槽の耐震改修を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
住宅用火災警報器の条例適合設置率	72.0%	↗
重大な消防法令違反の特定防火対象物数	0棟	→
耐震性防火水槽の割合	39.3%	↗

◆展開方向2：救命率の向上を図ります

【目標】

○救急車の適正利用や適切な応急手当ができる市民を増やすこと等で救命率を高めます。

【手段】

- 市内小中学校の教員に応急手当普及員の資格を取得してもらい、授業の一環として救命入門コースを開催できるようにします。あわせて、資器材の貸出し等のサポートをします。
- 救急車の適正利用を促すため、緊急性が高い症状の動画などを作成し、様々な機会を捉えて周知します。
- 救急救命士搭乗率100%を維持するとともに、救急救命士の育成・教育を継続します。
- 現場到着所要時間の短縮に向けた取組として、指令時間の短縮や救急車増台に伴う運用方法の見直しを行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
救命講習及び救命入門コースの受講者数	2,427人 (令和4年)	↗
心肺停止傷病者に対する市民の応急手当実施率	64.6% (令和4年)	↗
救急車への救急救命士の搭乗率	100% (令和4年)	→
救急車の現場到着所要時間	8.3分 (令和4年)	↘

第Ⅳ章 分野別計画編

◆展開方向3：消防団活動の充実強化を図ります

【目標】

○地域防災体制の中核である消防団の活動及び体制を強化します。

【手段】

○消防団への加入を呼びかけます。

○消防団訓練会、救命講習、署団合同訓練をはじめ、様々な教育訓練への参加を促し、消防団員の資質向上を目指すとともに、自主防災組織との連携を強化します。

○活動拠点となる消防団車庫を整備します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
消防団員の定員に対する充足率	100%	→
消防団員が訓練に参加した延べ人数	2,439人	↗



◆現況と課題

- 不適正排出者の指導件数は、統計を開始した平成20(2008)年度から現在に至るまで増減はあるものの減少傾向には至っていません。また、不適正排出の状況を調査したところ、約3割が外国人市民であることがわかりました。外国人市民を含め、ごみ出しルールを知らないことが要因であるため、啓発を強化する必要があります。
- ごみを出さない、再利用するといった3Rから、Refuse(断る)とRepair(修理)の2つを加えた5R(Refuse=断る、Reduce=発生抑制、Reuse=再使用、Repair=修理、Recycle=再生利用)を市民や事業者との連携・協力のもと実践し、環境への負荷が少ない「資源循環型社会」の実現を目指す必要があります。
- プラスチックごみによる海洋汚染などの新たな環境問題を踏まえ、社会経済情勢に対応したごみ・資源の発生抑制や分別・リサイクルの取組を検討し、「脱プラスチック」の推進を図る必要があります。
- 資源を含む家庭系ごみと事業系一般廃棄物のごみ量は、令和4(2022)年度は約42,600tで、ピークである平成12(2000)年度の約64,000tから7割弱にまで減少しました。ごみの総量に占める資源の割合を示すリサイクル率は36.5%となり、平成28(2016)年度から令和2(2020)年度まで県内1位になるなど、県内他市に比べてリサイクル率は高水準で推移しています。しかし、燃やすごみの内訳調査(乾ベース)では、紙・布類が約53%、木・草類が約14%を占め、いまだリサイクルできるものが多量に排出されています。
- 令和2(2020)年度時点で、市内における温室効果ガス排出量の割合は、産業部門が57%、運輸部門が16%、業務その他部門が15%、家庭部門が12%となっています。
- 今後も行政が率先して温室効果ガス排出量の削減に取り組むのはもちろんのこと、市民や事業者による自主的な省エネ・再エネ・蓄エネの取組を促進し、市全体でカーボンニュートラルの実現を目指す必要があります。
- 近年、世界規模で甚大化・激甚化している自然災害など、気候変動の影響を少なくするためには、温室効果ガス排出量の削減を行う「緩和策」と、気候変動の影響に備えた暮らしや社会の仕組みづくりを行う「適応策」の両輪で取り組んでいく必要があります。
- 本市は令和3(2021)年6月に、令和32(2050)年を目途に二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明し、その実現に向けて市民や事業者などと一体となって取り組んでいます。

【関連計画等】

- ・小牧市生活排水処理基本計画(平成28(2016)年度～令和12(2030)年度)
- ・小牧市ごみ処理基本計画(令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)
- ・第三次小牧市環境基本計画(令和2(2020)年度～令和12(2030)年度)
- ・小牧市災害廃棄物処理計画(令和4(2022)年度改定)
- ・小牧市一般廃棄物処理実施計画(令和5(2023)年度策定)
- ・小牧市分別収集計画(令和5(2023)年度～令和9(2027)年度)

第Ⅳ章 分野別計画編

◆基本施策の目的及び状態指標

【基本施策の目的(目指すまちの姿)】

カーボンニュートラルの実現に向けて、市民・事業者・市が自ら積極的に取り組むとともに、協働による5Rを通じた資源循環型社会を構築します。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
1人1日当たりのごみの排出量(家庭系ごみ)	439.2g	↘
事業系ごみの年間排出量	10,531t	↘
市内温室効果ガス排出量	1,865千t-CO ₂ (令和2年度)	↘

◆基本施策の体系

基本施策	ごみ・資源・エネルギー	展開方向 1	ごみの適正な排出を徹底します
		展開方向 2	市民・事業者・行政の協働による5Rの取組を推進します
		展開方向 3	エネルギーの地産地消を進めます
		展開方向 4	環境意識を高めます



◆展開方向1：ごみの適正な排出を徹底します

【目標】

○ごみ集積場における期日外排出や分別不良ごみをなくします。

【手段】

- ごみの出し方についてのパンフレットの配布、広報こまき、出前講座、SNS、アプリ(さんあ〜る*)など、あらゆる媒体を活用してごみ出しルールを周知徹底します。
- ごみ集積場を清潔に保ちつつ、ごみが不適正に排出された時には迅速に収集・指導を行います。
- 身近な人の協力を得ることができず、ごみ排出が困難な世帯に、適正な排出のためのごみ出しルールの指導と個別収集により排出を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
ごみ分別アプリサービス(さんあ〜る)の登録件数	5,486件	↗
廃棄物適正処理指導員が対応した不適正排出の件数	707件	↘
特別収集の受付件数	907件	↘
こまやか収集*実施世帯数	358世帯	↗

◆展開方向2：市民・事業者・行政の協働による5Rの取組を推進します

【目標】

○資源循環型社会の構築に向け、市民・事業者・行政との協働による5Rの取組を推進し、再資源化率を高めるとともにごみの減量化を進めます。

【手段】

- 生ごみの減量の啓発、古紙類や剪定枝類などの再資源化を推進します。
- ごみの減量化と再資源化を推進するため、家庭から排出される生ごみを民間のバイオマス発電施設*に利用するなど、調査・研究していきます。
- 地域住民や団体による自主的な資源回収活動を支援します。
- 事業系ごみの減量化や再資源化を促進するため、市内事業者に対し必要な指導を行います。
- 家庭から排出されるプラスチックごみを削減・再資源化するための調査・研究を行い、市民の利便性に配慮した脱プラスチックを推進する仕組みを構築します。
- 出前講座や小学校副読本などを活用し、ごみ減量の推進のみならず、不法投棄やプラスチックごみ削減などの環境教育を行い、意識改革につなげます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
再資源化率	36.6% (令和3年度)	↗
再資源化施設で処理された事業系ごみの量	4,283t	↗



第Ⅳ章 分野別計画編

◆展開方向3：エネルギーの地産地消を進めます

【目標】

- 家庭をはじめ、産業、運輸、行政を含む業務その他の各部門における、省エネルギー型機器*や再生可能エネルギー*などの導入促進と有効活用を図り、エネルギーの地産地消を進めます。

【手段】

- 家庭の効率的なエネルギー利用を促進し、地球温暖化防止に寄与することを目的とした住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金など、市補助制度の見直しを定期的に行います。
- 国・県など公的機関による補助制度をとりまとめて、市内事業者等が活用できるよう周知します。
- 公共施設の省エネルギー型機器、太陽光発電設備等の導入を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
地球温暖化対策設備の設置補助件数(累計)	854件	↗
事業者に対する省エネルギーの支援件数(累計)	9件	↗
公共施設のエネルギー消費量(原油換算)	12,054kl (令和3年度)	↘
太陽光発電設備導入施設数	49施設 (令和4年度末)	↗

◆展開方向4：環境意識を高めます

【目標】

- 市民の環境意識を高め、実践につなげます。

【手段】

- こどもへの環境教育をはじめ、幅広い世代が環境について学ぶ機会を充実させることで、環境にやさしい持続可能なライフスタイルの普及、啓発を進めます。
- 広報こまき、市ホームページなどで、適切な情報を提供します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
小中学生の環境にやさしい生活の達成基準(エコライフチェックシート*)	71.9%	↗
日頃から省エネルギーを意識した行動を実践している市民の割合	69.9% (令和3年度)	↗



基本施策5 自然・生活環境

◆現況と課題

- 本市の東部地区には、愛知県の天然記念物に指定されているマメナシの自生地やふれあいの森など、将来の世代に継承すべき貴重な自然環境が存在しています。しかし、近年は地球温暖化による気候変動や樹木の伐採、外来生物の侵入などの要因により、古くから存続してきた自然環境の悪化や、在来生物の減少などの問題が発生しています。
- 人と自然が共生するまちの実現に向け、本市固有の貴重な自然を保全し、かつ日本古来の在来生物を守り生態系を維持する、生物多様性の取組の強化を図ることは今後の重要な課題となっています。
- 本市は、工業の発展により、豊かな地域経済社会が形成されている一方、日々の経済活動が要因となり、騒音、振動、悪臭、大気汚染、水質汚濁など様々な公害が発生しています。市民から寄せられた公害苦情件数は、令和4(2022)年度で170件を超えており、種類別に見ると大気汚染が最も多く、以下、騒音、悪臭、水質汚濁の順となっています。市民がより快適に日常生活を送ることができるよう、これらの公害防止に努める必要があります。
- ポイ捨てや不法投棄は、市民の排出の利便性を高めてきたことや監視カメラの設置、夜間パトロールの実施などの地道な防止・啓発活動の成果により、ピーク時である平成20(2008)年度の3分の1程度まで減少しています。今後も防止対策を徹底していくとともに、地域住民や事業者と連携し、環境美化活動を進めていく必要があります。

【関連計画等】

- ・第三次小牧市環境基本計画(令和2(2020)年度～令和12(2030)年度)

◆基本施策の目的及び状態指標

【基本施策の目的(目指すまちの姿)】

自然との共生及び大気や水などの身近な地域環境の良好な状態を保持し、ごみのポイ捨てなどがない快適で住みやすいまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
大気汚染に係る環境基準達成項目数(全4項目)	3項目 (令和3年度)	↗
水質汚濁に係る環境基準達成項目数(全5項目)	4項目 (令和3年度)	↗
公害苦情発生件数	179件	↘
回収した不法投棄のごみの量	24t	↘

第Ⅳ章 分野別計画編

◆基本施策の体系

基本施策	自然・生活環境	展開方向 1	豊かな自然環境や生物多様性を保全します
		展開方向 2	良好な生活環境を保全・形成します
		展開方向 3	地域の環境美化を推進します

◆展開方向1：豊かな自然環境や生物多様性を保全します

【目標】

○本市に古くから存在する豊かな自然や在来種を守り、次世代に継承します。

【手段】

- 市民、とりわけ将来を担う若年層への環境意識の高揚につながる啓発事業を実施します。
- 特定外来生物*を駆除し、在来生物を守ることの大切さをPRするため、特定外来生物であるオオキンケイギク[※]の駆除事業を継続します。
- 環境フェアなどで外来生物の問題を啓発するコーナーを設けることで市民への周知に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
自然環境学習(水生生物調査など)の実施回数	7回	↗
特定外来生物の駆除活動実施回数	3回	↗

◆展開方向2：良好な生活環境を保全・形成します

【目標】

○市民や事業所と協力し、より住みやすい生活環境を整えます。

【手段】

- 市内の企業に対し、環境保全協定*の締結を促します。
- 単独処理浄化槽*から、より環境にやさしい合併処理浄化槽*へ転換する市民への補助の更なる充実に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
環境保全協定締結事業所数(累計)	26件	↗
合併処理浄化槽への転換補助基数	9基	↗



◆展開方向3：地域の環境美化を推進します

【目標】

○ポイ捨てや不法投棄のない快適で清潔な生活環境を保持します。

【手段】

- 不法投棄等の多い地区に、ナイトポリス*や監視カメラを設置するとともに、廃棄物適正処理指導員等による巡回を強化するなど、不法投棄の防止対策を講じます。
- 市民や事業者などから構成される団体等と連携して、地域の活動者が監視役となることで、不法投棄等を防ぎます。
- 地区の大掃除、アダプトプログラム*やクリーンアップ事業*など、市民や事業者などの自主的な環境美化活動を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
アダプトプログラム活動者数	15,186人	↗
クリーンアップ事業活動者数	43,430人	↗

